

平成 29 年度後期分 授業料免除・徴収延期申請について

【日本人学生向け】

※外国人留学生は、適用される制度が異なります。

平成 29 年度前期に授業料の免除・徴収延期を認められた方で、引き続き後期も免除・徴収延期を申請される場合は、この案内に基づき「授業料免除・徴収延期申請書」及び「前期の授業料免除・徴収延期許可通知書の写し」のみを提出してください。ただし、前期申請時と家計状況等（申請区分、世帯人数、特別控除に関する事）に変更がある場合は、変更内容に関連する各種証明書等の添付書類も提出してください。

※申請をする場合、授業料は決定通知日以前に納入しないでください。

免除・徴収延期申請者については、振込用紙は送付されません。結果が出るまで授業料の徴収が猶予されます。

受付場所：学務課 学生支援・国際連携係
受付期限：平成 29 年 10 月 10 日（火）午後 5 時
受付時間：午前 9 時～午後 5 時

【問い合わせ先】

学務課 学生支援・国際連携係

住所：〒480-1194 愛知県長久手市岩作三ヶ峯1-114

電話：0561-76-2843（ダイヤルイン）

F A X：0561-62-0083

受付時間：月～金曜日（土日祝祭日除く） 午前 9 時～午後 5 時 00 分

《目次》

- I. 授業料免除・徴収延期制度の概要 1
- II. 申請方法・結果通知 2

様式第 1 : 授業料免除申請書
様式第 2 : 授業料徴収延期申請書

I. 授業料免除・徴収延期制度の概要

◆ 免 除

1. 対象者

最短在学期間で卒業又は修了できる見込みがある学部生又は大学院生（科目等履修生、聴講生、研究生、研修生を除く。）のうち、下記(1)～(4)のいずれかに該当する者。（ただし、授業料を滞納している者は対象外。）

- (1) 生活保護法による被保護家庭の子弟である学生
- (2) 経済的理由により授業料の納付が困難な学生
- (3) 申請期限前1年以内において、学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより授業料の納付が困難な学生
- (4) 申請期限前1年以内において、学資負担者の死亡、長期療養、失業又は事業の倒産により授業料の納付が困難な学生

2. 免除額

各期に納付すべき授業料の全額又は半額

3. 基準

ホームページに掲載している「授業料免除・徴収延期制度について」を参照

◆ 徴収延期

1. 対象者

最短在学期間で卒業又は修了できる見込みがある学部生又は大学院生（科目等履修生、聴講生、研究生、研修生を除く。）のうち、下記(1)～(3)のいずれかに該当する者。（ただし、授業料を滞納している者は対象外。）

- (1) 経済的理由によって授業料を納付期限までに納付することが困難な学生
- (2) 申請期限前1年以内において、学資負担者が行方不明になり、授業料を納付期限までに納付することが困難な学生
- (3) 申請期限前1年以内において、学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料を納付期限までに納付することが困難な学生

2. 徴収延期の納付期限

納付期限は、平成30年3月20日（火）。

ただし、卒業又は修了年次の最終学期の納付期限は、平成30年1月31日（水）。

3. 基準

ホームページに掲載している「授業料免除・徴収延期制度について」を参照

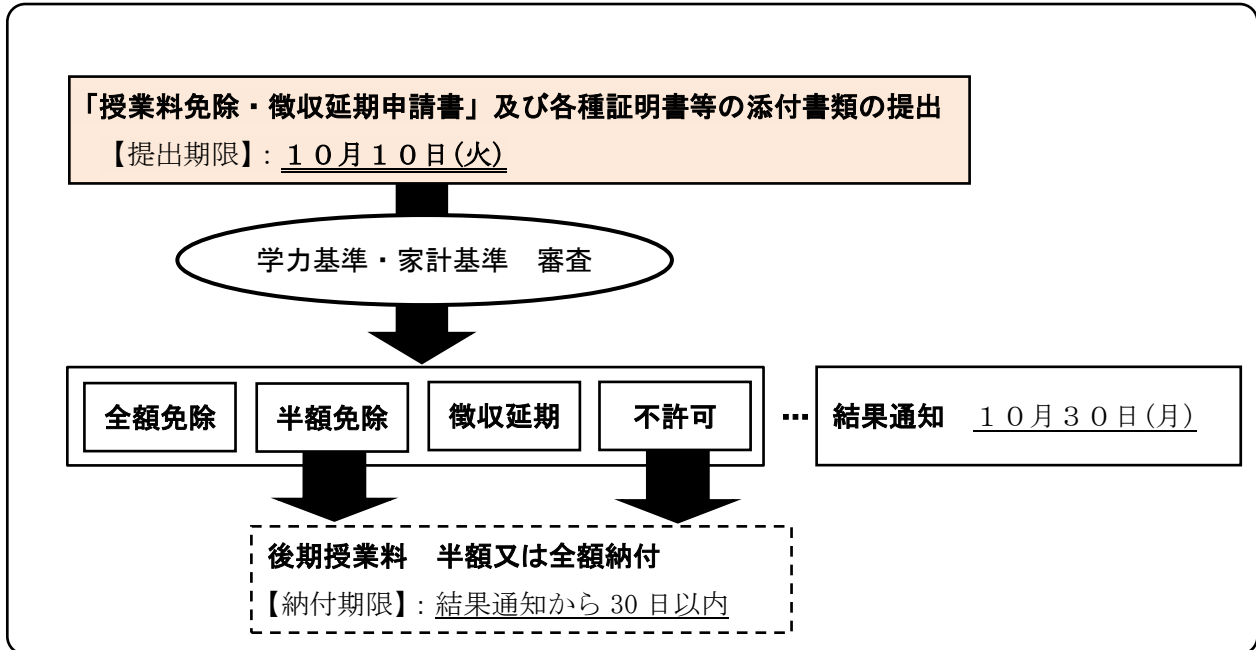
※免除が不許可の場合であっても徴収延期に該当することがあります。免除が不許可の場合に徴収延期を希望される方は、徴収延期の申請書類も併せて提出してください。

II. 申請方法・結果通知

1. 申請の流れ・スケジュール

※免除・徴収延期申請者については、結果が出るまで授業料の徴収が猶予されます。結果通知前に授業料を納入しないよう注意してください。

※「学力基準」は平成25年度以降の入学生に適用されます。



2. 申請書類

平成29年度前期に免除・徴収延期を認められた方で、引き続き後期も免除・徴収延期を申請する場合は「授業料免除・徴収延期申請書」及び「前期分の授業料免除・徴収延期許可通知書の写し」のみを提出してください。ただし、前期申請時と家計状況等（申請区分、世帯人数、特別控除に関すること）に変更がある場合は、変更内容に関連する各種証明書等の添付書類も提出してください。

※申請書の免除を必要とする理由に、必ず前期申請後の家計状況等の変更の有無を記載してください。

3. 結果通知

10月30日（月）に、窓口にて結果通知書をお渡しします。

必ず結果通知書を取りに来てください。

※審査の結果、「不許可」、「半額免除」、「徴収延期」となった場合は、後期授業料の振込依頼書を郵送しますので、必ず振込依頼書に記載の納付期限までに授業料を納付してください。

授業料免除申請書

年 月 日

愛知県公立大学法人理事長 殿

愛知県立芸術大学	学部	科	専攻
愛知県立芸術大学大学院	研究科	専攻	領域

年度入学

学籍番号

氏 名

印

電 話

授業料を免除して下さるよう関係書類をそえて下記のとおり申請します。

ついては、免除の可否が決定されるまで授業料の徴収を猶予して下さるよう併せてお願い致します。

なお、免除が不許可とされた場合、又は半額免除が許可された場合は納付すべき授業料を指定された期日までに納付します。

また、申請内容が事実と異なることが判明した場合には、免除を取り消されても異存ありません。

記

免除の対象期間		29年度 前期 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 後期			
免除を必要とする理由					
未納の授業料の有無	有 ・ 無	休学歴	期間	年 月 日～	年 月 日
留年の有無	有 ・ 無		期間	年 月 日～	年 月 日
修得単位数		※下記の内容を確認して <input type="checkbox"/> にチェックしてください。			
単位		<input type="checkbox"/> 申請日までに、今期の授業料は納付していません。また、結果通知日まで授業料を納付する必要がないことを確認しました。 <small>※結果通知日前に授業料を納付すると、免除できない場合があります。</small>			

授業料徴収延期申請書

年 月 日

愛知県公立大学法人理事長 殿

(愛知県立芸術大学	学部	科	専攻
	愛知県立芸術大学大学院	研究科	専攻	領域

年度入学

学籍番号

氏 名

印

電 話

授業料を徴収延期して下さるよう関係書類をそえて下記のとおり申請します。
 ついては、徴収延期の可否が決定されるまで授業料の徴収を猶予して下さるよう併せてお願いいたします。
 なお、徴収延期が不許可とされた場合は、納付すべき授業料を指定された期日までに納付します。
 また、申請内容が事実と異なることが判明した場合には、徴収延期を取り消されても異存ありません。

記

徴収延期の対象納期		29 年度 前期 (前期末日まで) ・ 後期 (3月20日まで)		※卒業年度は前期7月末日・後期1月末日までとする。			
徴収延期を必要とする理由							
未納の授業料の有無	有 ・ 無	休学歴	期間	年 月 日～	年 月 日		
留年の有無	有 ・ 無		期間	年 月 日～	年 月 日		

